

1

林業・木材産業における外国人材の受入れ

林業及び木材産業分野は、令和6年に外国人材の受入れのための特定技能制度の対象分野となり、各地で外国人材の適正な受入れに向けた取組が始まっています。また、令和8年1月23日には、技能実習制度に代わって創設される育成就労制度の対象分野となることが決まりました。

特定技能制度における取組

我が国の森林の約4割を占める人工林の多くが資源として利用可能な段階を迎え、国産材の安定供給が重要となっています。こうした中、林業及び木材産業分野の持続的な発展を図るため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力の確保を進める観点から、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人材の受け入れに対する現場の期待が高まっています。

そのような外国人材を確保できるようにするため、令和6年9月、「出入国管理及び難民認定法」の関係省令の改正により、林業及び木材産業分野が「特定技能1号」の対象となり、特定技能制度を活用して両産業で就労することが可能となりました。「特定技能1号」は、即戦力となる技能を



外国人材の技能を評価する試験(林業分野)

有する外国人材を対象とした在留資格で、通算で原則5年間在留できます。また、各分野における特定技能1号による受入れ上限数が定められており、令和6年度から令和10年度までの5年間で林業分野は最大900人、木材産業分野は最大4,500人とされています。

外国人材が当該制度により林業または木材産業分野で就労するためには、一定水準の日本語能力試験に加え、それぞれの技能を評価する試験に合格する必要があります。この技能評価試験は令和6年度から始まり、令和7年末までに、林業分野で17名、木材産業分野で177名の方が試験に合格しており、今後、特定技能1号外国人としての活躍が期待されます。

林業及び木材産業分野においては、外国人材の就労に当たり、労働安全の確保が重要な課題です。他産業に比べて労働災害の発生率が高い産業であることを踏まえ、特定技能制度全体としてのルールに加えて、特定技能外国人を受け入れる事業者に対して労働安全確保のための追加的な取組を課し、特定技能外国人の適正な受入れを図ることとしています。



製材工場で活躍する外国人材



技能実習制度に代わり創設される育成就労制度について

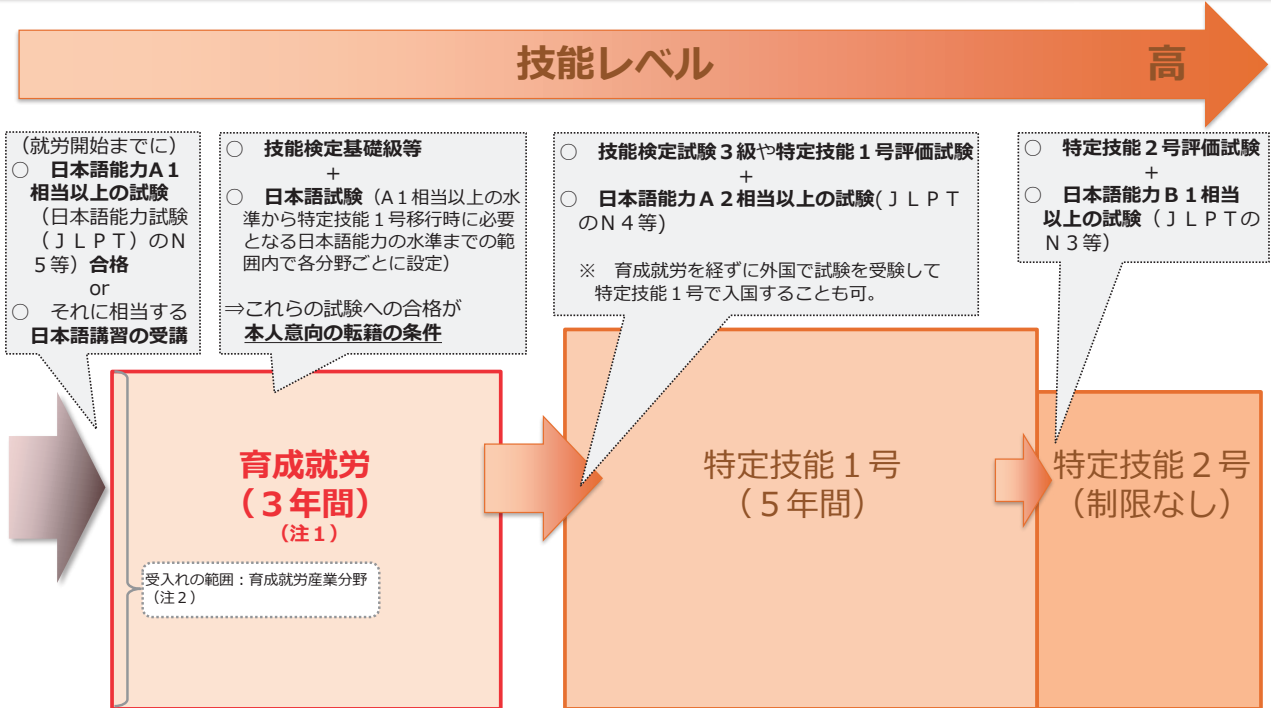
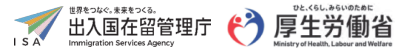
令和6年6月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成する趣旨の育成就労制度が創設されました。育成就労制度は、令和9年4月から開始される予定です。

育成就労制度の開始に先立ち、本年1月に林業及び木材産業分野の分野別運用方針が閣議決定され、両分野が同制度の対象分野とされたこと*に加え、それぞれの分野における制度運用のルールが定められました。育成就労制度においても、特定技能制度と同様に、育成就労外国人を受け入れる事業者に対し、育成就労外国人の労働安全確保のための追加的な取組を課すことを定めています。

林野庁では、育成就労制度の開始に向けて、育成就労外国人の適正な受入れが進むよう、同制度の運用ルール等の周知等に取組んでいくこととしています。

※ 技能実習制度においては、林業及び木材産業分野に関連する職種として、林業職種（育林・素材生産作業と木材加工職種（機械製材））が設定されていました。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



（注1）特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

（注2）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

「木材産業における外国人材の受入れ」の詳しい情報はこちら

「林業分野における外国人材の受入れ」の詳しい情報はこちら

